

質 問 回 答

平成 26 年 11 月 10 日

「( 案件名 ) 全世界プロジェクト研究「効果的なナショナル・マシーナリー支援アプローチ」( 公示日 : 平成 26 年 10 月 29 日 / 公示番号 : 140903 ) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当 該 頁 項 目	質 問	回 答
1	業務指示書 9 頁 : プロポーザル評価表	業務管理グループを組むことが許されているが、評価対象者二人目の「業務従事者: 政策・評価分析」を「副業務主任」として配置する場合、評価配点はどうなるのか。 また、(1) 副業務主任者の(カ)類似業務の経験、とは、総括/副総括経験を指すのか。その場合、(ケ)業務主任者等としての経験とどう違うのか。	【 前段のご質問について 】 「政策・評価分析」の業務従事者を副業務主任として配置した場合には、総括に対する評価の視点が適用されます。 従って、「(1) カ)類似業務の経験」は、総括の専門分野である「ジェンダー分析」に係る類似業務の経験を評価します。 【 後段のご質問について 】 「(1) ケ)業務主任者等としての経験」は過去の総括又は副総括としての業務の経験を評価します。 なお、「政策・評価分析」としての類似業務の経験は、「(2)ア)類似業務の経験」にて評価します。
2	業務指示書 3-4 頁 : 評価対象業務従事者の経験、能力等	業務管理グループを組んで、評価対象者二人目の「業務従事者: 「政策・評価分析」を「副総括」として配置する場合、「ジェンダー分析に係る各種調査」の類似業務経験3件と、「政策・評価分析に係る各種調査」の類似業務経験3件の、計6件を記載する必要があるのか。	「政策・評価分析」を「副総括」として配置する場合には、以下のとおり類似業務経験を評価します。 (1)「副総括」としての評価:ジェンダー分析に係る各種調査 (2)「政策・評価分析」としての評価:政策・評価分析に係る各種調査 プロポーザル作成ガイドラインにあるとおり、「特記すべき類似業務の経験(類似職務経験を含む)」の記載は3件までとしていますが、上記を各々3件の記載として計6件まで記載することが可能です。

以 上